

公正証書遺言について

ご遺言者様： 様（ 年 月 日生）

ご住所：

公正証書遺言をするために決めておくべきこと	
<input type="checkbox"/>	誰に何を相続させ、または遺贈するか。
<input type="checkbox"/>	遺言執行者を誰にするか。
<input type="checkbox"/>	付言（財産以外で伝えておきたいこと）の内容

公正証書遺言をするために必要な資料（準備） ※印のあるものは当方でも準備できます。			
目的		書類名	発行場所
遺言者本人	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書	市役所・区役所
受遺者 (財産を受け る人)	<input type="checkbox"/>	相続関係にある場合 →遺言者との続き柄がわかる（財産を受け る人の）戸籍謄本	市役所・区役所 (※)
	<input type="checkbox"/>	相続関係にない場合 →財産を受け取る人の住民票	市役所・区役所 (※)
目的財産	<input type="checkbox"/>	預金・株式など →預金口座の銀行名、支店名、口座番号と おおよその金額	メモ書き
	<input type="checkbox"/>	生命保険金 →生命保険会社名（※平成22年4月1 日以降に契約された保険であれば遺言に よる受取人変更ができます。）	メモ書き
	<input type="checkbox"/>	不動産の登記簿謄本	法務局（※）
	<input type="checkbox"/>	不動産の固定資産評価証明書または課税 通知書の明細書	市民税課など
遺言執行者	<input type="checkbox"/>	該当される方をご指名願います。 その方の氏名、住所、生年月日、職業を記 した文書 (受遺者でも可能ですが、未成年者および 破産者は遺言執行者になれません。)	メモ書き
証人(2名分)	<input type="checkbox"/>	証人について氏名、住所、生年月日、職業 を記した文書	メモ書き
	<input type="checkbox"/>	証人の身分証明書（免許証や保険証など）	ご本人

以上のものが準備でき、遺言の内容が決まったら行政書士が原案を起こし、事前に公証役場と打ち合わせをして内容を確定します。

遺言書作成当日は、ご本人様、行政書士（証人）、ご証人（1名）の3名で公証役場に出向き、公証人の前でご本人様の意思確認をし、証人2名とともに遺言書へ署名押印をします。もう1名の証人は、当方でもご用意できます。

（必ず、身分証明書とご印鑑のご持参をお願いします。）

遺言書はご本人が所持し、公証役場でも保管されますが、その謄本（写し）を証人も所持しておくのが一般的です。

実際に遺言書の役割が必要になったときで、遺言書の所持人がわからないときは、ご本人様の除籍謄本（亡くなられると戸籍謄本が除籍謄本に変わります。）を公証役場に提示すると公証役場が保管している遺言書を提供します。

公正証書遺言をするために必要な資料（当日）		
遺言者	<input type="checkbox"/>	遺言者本人の印鑑（実印）
	<input type="checkbox"/>	事前に準備した必要書類一式
証人	<input type="checkbox"/>	証人の印鑑（認印）
	<input type="checkbox"/>	証人の身分証明書（運転免許証や保険証など）

公証人手数料（受遺者1人ごとに）

（目的財産の価額）	（手数料の額）
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円

1億円を超える部分については以下の金額が加算されます。

1億円を超え3億円まで	5000万円毎に	1万3000円
3億円を超え10億円まで	5000万円毎に	1万1000円
10億円を超える部分	5000万円毎に	8000円

全体の財産が1億円未満の時は、基本料として11,000円が加算されます。また、別途謄本代（1部250円×3部）が必要になります。

公証人が遺言される方の入院されている病院やご自宅、老人ホーム等に出張して公

正証書を作成することもできます。上記①の手数料が50%加算されるほか、公証人の日当と現地までの交通費がかかります。

【当事務所報酬】

- 遺言書作成 54,000 円～
- 証人引受け 10,800 円（／人）